

立入検査を実施した高速ツアーバスを企画実施している旅行業者	59者
立入検査時において指摘を受けた旅行業者〔精査中〕	28者
・登録事項変更届、取引額の届出の提出がされていなかった(旅行業法第6条の4等関係)	8者
・旅行業約款、旅行業務取扱料金表等の掲示不備(旅行業法第12条等関係)	10者
・取引条件説明書面等の未交付、記載不足等(旅行業法第12条の4等関係)	21者
・貸切バスの営業区域外の運送(旅行業法第13条関係)	2者

※1: 指摘事項については、改善措置を図るよう指導済み。

今後、内容の精査が済み次第、必要に応じて、行政処分を実施。

※2: 高速ツアーバスを企画実施している旅行業者59者のうち、観光庁長官登録旅行業者は、8者。

都道府県知事登録旅行業者は、51者。